

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成26年  
9月2日  
(火曜日)

## 目次

○公告

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(三件) (商政課) ..... 一

平成二十六年度後期実施技能検定試験の実施(労働政策課) ..... 三

周南都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課) ..... 七

山陽小野田都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課) ..... 七



(三〇四) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十六年九月二日から平成二十七年一月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年九月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク山口店

所在地 山口市中央四丁目二八三五

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

所

代表者の氏名

株式会社丸久  
 変更に係る事項の概要  
 防府市大字江泊一九三六  
 田中 康男

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前九時	午前八時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時三〇分から翌日の午前一時まで	午前七時三〇分から翌日の午前一時まで

四 届出年月日  
 平成二十六年八月二日

五 変更年月日  
 平成二十六年八月三日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク大内店

所在地 山口市大内矢田九一〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六

三 変更に係る事項の概要

所 代表者の氏名

田中 康男

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前九時	午前八時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時三〇分から翌日の午前零時二〇分まで	午前七時三〇分から翌日の午前零時二〇分まで

四 届出年月日  
 平成二十六年八月二日

五 変更年月日  
 平成二十六年八月三日

(三〇五) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十六年九月二日から平成二十七年一月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年九月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク中関店

所在地 防府市大字田島一四九七の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社丸久 住 防府市大字江泊一九三六

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前九時	午前八時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時三〇分から翌日の午前零時二〇分まで	午前七時三〇分から翌日の午前零時二〇分まで

四 届出年月日

平成二十六年八月二日

五 変更年月日

平成二十六年八月三日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク傘礼店

所在地 防府市大字江泊一九三六

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社丸久 住 防府市大字江泊一九三六

所 代表者の氏名 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前九時	午前八時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時三〇分から翌日の午前零時二〇分まで	午前七時三〇分から翌日の午前零時二〇分まで

四 届出年月日

平成二十六年八月二日

五 変更年月日

平成二十六年八月三日

(三〇六) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十六年九月二日から平成二十七年一月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年九月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク今宿店

所在地 周南市新宿通り五丁目二四

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社丸久 住 防府市大字江泊一九三六

所 代表者の氏名 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	株式会社丸久	午前九時	午前八時

来客が駐車場を利用することができない時間帯

午前八時三〇分から翌日の午前零時二〇分まで

午前七時三〇分から翌日の午前零時二〇分まで

- 四 届出年月日 平成二十六年八月二日
- 変更年月日 平成二十六年八月三日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク新南陽店

所在地 周南市大字富田二七六三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 住

所 代表者の氏名

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六

三 変更に係る事項の概要

田中 康男

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前九時	午前八時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時三〇分から翌日の午前零時一五分まで	午前七時三〇分から翌日の午前零時一五分まで

- 四 届出年月日 平成二十六年八月二日
- 変更年月日 平成二十六年八月三日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク慶万店

所在地 周南市慶万町一八三三の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 住

所 代表者の氏名

エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社 東京都千代田区外神田四丁目一四番一号 牧 貞夫

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前九時	午前八時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時三〇分から翌日の午前零時一五分まで	午前七時三〇分から翌日の午前零時一五分まで

- 四 届出年月日 平成二十六年八月二日
- 変更年月日 平成二十六年八月三日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク徳山東店

所在地 周南市松保町一七〇四の五

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 住

所 代表者の氏名

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六

三 変更に係る事項の概要

田中 康男

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前九時	午前八時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時三〇分から翌日の午前零時二〇分まで	午前七時三〇分から翌日の午前零時二〇分まで

- 四 届出年月日 平成二十六年八月二日
- 変更年月日 平成二十六年八月三日

(三〇七)平成二十六年後期実施技能検定試験の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第四十四条第一項の規定により、平成二十六年後期実施技能検定試験を次のとおり実施しま





4 単一等級の技能検定

職	電子回路接続 樹脂接着剤注入施工	実施期日	平成二十七年二月八日 (日曜日)
---	------------------	------	---------------------

三 試験の場所

山口県職業能力開発協会が指定する場所

四 受検資格

(一) 特級の技能検定にあつては、法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）第六十四条に規定する者であること。

(二) 一級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の二に規定する者であること。

(三) 二級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の三に規定する者であること。

(四) 三級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の四に規定する者であること。

(五) 単一等級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の六に規定する者であること。

五 受検申請書の受付期間

平成二十六年十月六日（月曜日）から同月十七日（金曜日）まで（郵送の場合は、十月十七日までの消印のあるものは、有効とする。）

六 受検申請書の提出先

山口市中央四丁目三番六号（郵便番号七五三〇〇七四）  
山口県職業能力開発協会

七 提出書類

(一) 受検申請書

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面

八 受検手数料

受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。

(一) 学科試験にあつては、三千百円

(二) 実技試験にあつては、次の1の表から5の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれ

1 特級の技能検定

職	铸造 金属热处理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 グライカスト 機械保全 電子機器組立て 電気機 器組立て 半導体製品製造 自動販売機調整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 プラスチック成形	種	手 数 料	一 万 七 千 九 百 円
---	---	---	-------------	---------------------------------

2 一級及び二級の技能検定

職	和裁 機械・プラント製図 電気製図	種	手 数 料	一 万 三 千 百 円
職	機械検査 婦人子供服製造	種	手 数 料	一 万 四 千 九 百 円
職	さく井 金属溶解 金型製作 工場板金 機械保全 電気機器組立て 半導体製 品製造 自動販売機調整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 農業機械整備 冷 凍空調和機器施工 強化プラスチック成形 石材施工 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工 カーテン ウォール施工 自動ドア施工 ガラス施工 金属材料試験 塗装	種	手 数 料	一 万 七 千 九 百 円

3 三級の技能検定（受検者が在校生である場合）

職	和裁 機械・プラント製図 電気製図	種	手 数 料	四 千 四 百 円
職	機械検査	種	手 数 料	五 千 円
職	機械加工 電気機器組立て 冷凍空調和機器施工 建築大工 配管	種	手 数 料	六 千 円

4 三級の技能検定（受検者が在校生でない場合）

職	和裁 機械・プラント製図 電気製図	種	手 数 料	一 万 三 千 百 円
職	機械検査	種	手 数 料	一 万 四 千 九 百 円

機械加工 電気機器組立て 冷凍空気調和機器施工 建築大工 配管

一万七千九百円

5 単一等級の技能検定

職	種	手 数 料
電子回路接続 樹脂接着剤注入施工		一万七千九百円

九 問題の公表

実技試験の問題は、平成二十六年十一月二十六日（水曜日）に山口県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

十 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成二十七年三月十三日（金曜日）とし、合格者の受検番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受検者は、合格者の発表日以後、受検票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十一 その他

(一) 受検案内、受検申請書等の請求は、山口県職業能力開発協会、市役所、町役場、公共職業安定所、高等産業技術学校、山口職業能力開発促進センター又は防府地域職業訓練センターにすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「技能検定試験」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。

(二) 技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会（電話〇八三一九二二一八六四六）にすること。

(三〇八) 周南都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、周南都市計画道路を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る周南都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十六年九月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画道路三・三・二百五国道山手線

二 都市計画を変更する土地の区域  
下松市望町一丁目、望町四丁目、望町五丁目、清瀬町一丁目、清瀬町二丁目、清瀬町三丁目、瑞穂町三丁目及び大字末武中

三 変更の内容

区域及び構造の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

平成二十六年九月二日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び下松市建設部都市整備課

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画道路三・二・三百一中央通線

二 都市計画を変更する土地の区域

周南市大字久米

三 変更の内容

区域及び構造の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

平成二十六年九月二日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び周南市都市整備部都市計画課

(三〇九) 山陽小野田都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、山陽小野田都市計画道路を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る山陽小野田都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十六年九月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

山陽小野田都市計画道路三・四・四新開作二軒屋線

二 都市計画を変更する土地の区域

山陽小野田市中央一丁目、中央二丁目、セメント町、平成町、大字小野田及び高栄三丁目

三 変更の内容

区域及び構造の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

平成二十六年九月二日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び山陽小野田市建設部都市計画課

一 都市計画の種類及び名称

山陽小野田都市計画道路三・五・七小野田須恵線

二 都市計画を変更する土地の区域

山陽小野田市中央一丁目

三 変更の内容

区域及び構造の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

平成二十六年九月二日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び山陽小野田市建設部都市計画課

一 都市計画の種類及び名称

山陽小野田都市計画道路三・四・八小野田高千帆線

二 都市計画を変更する土地の区域

山陽小野田市中央一丁目及び中央二丁目

三 変更の内容

区域の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

平成二十六年九月二日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び山陽小野田市建設部都市計画課

平成二十六年九月二日印刷  
平成二十六年九月二日発行

発行人

山口県庁  
山口県知事